

# 物品売買単価契約書(案)

令和8年4月 日

甲 契約担当者 横手市安田字越廻71  
横手警察署長

乙 契約者  
住 所  
商号又は名称

下記物件につき、秋田県財務規則を遵守し、契約締結の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

## 1 物品名、規格・品質、購入予定数量、単価

物品名	規格・品質	購入予定数量	単位	単 価	うち消費税額及び地方消費税額
プロパンガス	い号	7,000	m <sup>3</sup>	円	円

2 納入期日 甲が指定する日

3 納入場所 横手警察署

4 契約期間 令和8年4月 日から令和9年3月31日まで

5 契約保証金

6 特別契約事項 次のとおり

(納入及び検査)

第1条 乙は、契約期間中、甲の発注のあるごとに、その都度指定する期日まで物品を納入するものとする。この場合、乙はこの旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、物品の納入を受けたときは直ちに乙の職員の立会いのもとに検査を行い、検査に合格したときはその引き渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第2条 甲は、物品の引渡しを受けた後、乙の適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

第3条 物品の引渡し前に生じた損害については、乙の負担とする。ただし、甲の責めに

帰すべき理由による場合は甲の負担とする。

(履行遅滞)

第4条 乙は、納入期日までに発注物品を納入できないときは、書面により納入期日の延期を申し出で、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、甲が納入期日の延長を承認したときは、その理由が天災その他不可抗力による場合又は甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、乙は、規定の納入期限の翌日から納入の日までの日数（検査に要した日数を除く。）に応じ、次の式により起算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{遅滞に係る金額} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 3.0\%}{365}$$

(権利又は義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(事情変更)

第6条 甲及び乙は、この契約の締結後、基準となる市況価格に3%以上の変動があったときは、甲乙協議のうえ、契約単価をその変動幅に応じた程度変更することができる。

2 この契約による購入予定数量と実際の購入数量が大幅にかい離しても、甲又は乙は、契約単価の変更を申し出ることにはできない。

(解除)

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

一 乙の責めに帰する理由により、期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙がこの契約の条項に違反したとき。

三 乙から契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、既に納入された部分の取扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。

3 第1項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供した担保を含む。）は、甲に帰属する。

4 乙は、契約保証金が免除されている場合において、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、分割納入して甲の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

一 乙が、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項

に規定する審決（同法第54条第3項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかったとき。

二 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付命令を受け、当該命令が同条第6項の規定により確定した審決と見なされたとき。

三 乙が、独占禁止法第77条第1項に規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えについて却下又は棄却する判決が確定したとき。

四 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3、第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

（賠償金）

第9条 乙は、この契約に関して、前条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に定める賠償金の額を超える場合においては、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

（経費の負担）

第10条 物品の納入及び検査に要する費用（不合格品の引き取りに要する費用を含む。）は、全て乙の負担とする。

（その他）

第11条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。